

総合的なTPP等関連政策大綱の改訂に向けた

政策提案



令和元年 1 1 月

北海道農業協同組合中央会

北海道農業は、消費者が求める幅広いニーズに応え、安全・安心な農畜産物の生産と安定供給を通じて国民・道民の豊かな食生活に貢献するとともに、地域社会・経済を支える基幹産業としての役割を果たしてまいりました。

しかしながら、高齢化の急速な進行に伴う労働力不足や人口減少による地域コミュニティ機能の低下に加え、TPP11 協定、日 EU・EPA といった大型国際貿易協定が発効、さらには日米貿易協定が今後発効される見通しであることから、ますます国際競争が激化することが予想され、本道農業・農村を取り巻く情勢は大きな変革期を迎えております。

また、日米貿易協定で合意した牛肉や豚肉、ホエイのセーフガード基準等、TPP11 協定で締結した基準、輸入枠に米国産農畜産物の輸入量が加味されている項目について、農業者の将来の不安を払しょくするため、TPP11 協定の見直しに係る協議を早急に開始し、結論を得ることが必要であります。

このような情勢の中、「総合的な TPP 等関連政策大綱」の改訂に向けて、農業者が意欲と将来展望を持って営農に取り組める環境作りと、持続可能な北海道農業を確立するため、下記のとおり要請いたします。

1. 改訂にあたっての基本的な考え方

- (1) 総合的な TPP 等関連政策大綱の改訂にあたっては、貿易協定の発効に伴う国内農業の影響が中長期的に及ぶことや国際競争力の強化が必要なことから、現行の大綱で示されている各種施策を充実・強化するとともに生産現場の実態を踏まえた施策を盛り込むこと。
- (2) 国際協定発効後も我が国で生産された農畜産物が安定的かつ確実に消費されるよう、需要に応じた生産を推進するとともに、各作目別の需給調整・価格安定対策の充実強化を図ること。

2. 国内産業の競争力の強化に向けて

- (1) 輸出拡大に向けた国際競争力の強化にあたっては、種子等の遺伝資源の保護に係る施策はもとより、消費者に求められる新たな品種の研究開発等に対する国の支援を充実・強化すること。
- (2) 近年発生している海外悪性伝染病や病害虫等（特に豚コレラ、ジャガイモ（シロ）シストセンチュウ類、ツマジロクサヨトウ）による農畜産物被害については、輸出力低下のみならず、消費者の国産農畜産物に対する不安につながる懸念があることから、消費者と生産者の双方が安心できる万全な防疫対策を講じること。
- (3) 加工原料乳生産者補給金単価の適切な見直し並びに万全な財源確保について、自由化の進展等による将来的な経済状況の変化に対応するため、引き続き政策大綱に位置付けた上で、酪農家の経営安定に万全を期すこと。
- (4) 国産チーズ等の品質向上による競争力強化に向け、引き続き、原料乳の低コスト・高品質化の取組みに向けた支援を継続・強化すること。
- (5) 水田農業対策について、TPP11 協定豪州枠の影響を遮断するため、輸入相当分の国産米を備蓄米で買い入れることとしているものの、令和元年産の政府備蓄米については、買入予定数量の全量落札が行われていない実態にあることから、令和元年産の取組みを検証の上、万全の対応を図ること。
- (6) 併せて、SBS 米については、中食・外食等の業務用として既に活用されている実態にあることを踏まえ、国内の消費者が適切な選択を可能となるよう外食における原料原産地表示の働きかけなどを徹底すること。

3. 生産基盤の強化に向けて

- (1) 安価な乳製品の輸入量増加が懸念される中、景気や天候の変動等により短期的に起こり得る需給緩和時に、生産基盤の毀損につながる減産対応を行うことのないよう、生産者団体が自ら実施する乳製品委託加工や輸入乳製品との置換えといった需給変動の影響緩和の取組みに対し支援を拡充・強化すること。あわせて、予算を基金化するなど、迅速な対応が可能な仕組みを構築すること。
- (2) 畜産クラスター事業については、建築コストの高騰も踏まえ、生産基盤強化に向けた計画的な投資が可能となるよう、施設整備事業に係る基金枠を拡充すること。
- (3) 家族経営対策の強化に向け、将来的な第三者継承といった、地域の生産基盤の継承に必要な施設整備等を支援するなど、経営規模に関わらず、家族経営基盤の維持・強化に向けた仕組みを構築すること。
- (4) 酪農畜産生産基盤強化とあわせて喫緊の課題である家畜ふん尿処理の課題に対応するため、ふん尿の性状（固形、スラリー）に応じた適切な処理技術の確立に向け、官民一体となった技術開発等を推進すること。また、地域の実態に応じたふん尿処理施設・機械の支援を充実・強化すること。
- (5) 経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金）については、品目ごとの需給や輪作への影響など生産現場の実態を十分に踏まえ、個々の農業経営の競争力確保と生産意欲喚起の観点から単価が大きく変動することのないよう決定すること。
- (6) 麦については、国産単挽製粉を利用した製品が広まり需要が堅調で国産麦の価値が向上している一方、実需側の引取りの遅れや流通・集約保管経費の大半を生産者負担しているなど諸課題も残されており、麦政策大綱が策定された当時とは事情が大きく異なることから、大綱および民間流通の仕組みを検証し、必要な見直しを行うこと。
- (7) 砂糖については、競合する加糖調整品や異性化糖、高甘味度人工甘味料と価格面で公平な競争条件にあるとは言い難いことから、調整金徴収など制度的な対応を図るとともに、砂糖の消費拡大に向けた取組みをより一層強化すること。
また、生産されたてん菜原料糖の円滑な流通に向けて、関係者による協議を一層進めること。

- (8) 国産馬鈴しょでん粉の安定供給のためには、でん粉原料用のみならず、生食・加工用も含めた馬鈴しょ全体の作付面積増加が必要であることから、種馬鈴しょの安定供給やジャガイモシストセンチュウ類の撲滅・低減に向けた各種取り組みについて支援を充実強化すること。

以 上